

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表： 令和 3年 2月 28日

事業所名 放課後等デイサービス からふるしーど

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境 体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係が適切であるか	3	0	感染症の影響で、対策として、各児童のスペースを区切り、接触・共有を最小限としている為、人数も限定し、社会的距離を充分に保った活動となっている。
	2	職員の配置数は適切であるか	2	1	法令に従い、十分な人員配置を行っているが、感染症対策によるきわめて個別対応に近い状態になっていることから、職員の組み合わせや、児童の組み合わせにより、人材不足、効率化や連携の重要性を感じる場面がある。
	3	構造化、バリアフリー、情報伝達等への配慮が適切になされているか	2	2	施設自体はバリアフリーになっているが、感染対策による仮設壁や扉の部分において、フラットでない状態。但し、構造化の目的もあり、各児童に合わせてバランスの取れた形を創出している。各児童の特性、興味、訓練等に合わせた作りとしている。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか。	4	0	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか	2	1	各職員がPDCAサイクルを回しながら、結果に繋がる根拠に基づいた支援を行えるよう、会社として構造化していく必要を感じている。
	6	保護者等に対し事業所評価を実施するなど、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	4	0	行っており、ホームページで公開している。
	7	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	3	0	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか	0	0	職員・保護者による評価を毎年行い公表しているが、第三者による別途評価は行っていない。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	3	1	感染症蔓延により、オンラインのセミナーも増えたため、より支援の質を向上するために参加を促す。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で児童発達支援計画を作成しているか	3	0	定期的なミーティング、月間スケジュールの作成、個別支援計画のチャックダウン、具体的な日々の活動計画など、忘れてしまうこともあるようなので、日々のルーティンとして、定期的な実施ができるように、職員に対する構造化をさらに構築していく必要を感じている。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	3	0	
	12	児童発達支援計画は、ガイドラインで示す内容から適切に選択され、具体的な支援内容が設定されているか	1	0	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	4	0	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っているか	3	1	弊社の基本的な支援方針である、行動科学に基づいた根拠のある支援を行うことができる専門知識を持ち実践中に活用できるよう職員を訓練し、職員の役割分担を明確にすることにより、よりチームとして児童の発達支援を行えよう体制を整える。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	3	1	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせで児童発達支援計画を作成しているか	1	0	その日行われた支援に関して、全員が各自報告する仕組みを整えている。また、一部職員は、各児童の支援に関して児発管に具体的に報告するなど、情報の集約をできている。また、活動記録は、パスワードで保護されたオンラインページで確認できるようになっており、検証改善の環境を整えている。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	2	1	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	3	1	児童発達支援管理責任者が、定期的に情報をまとめ、適宜提出している。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	4	0	厚生労働省のガイドラインの周知を定期的に行う。
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか	1	0		
関係	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	4	0	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	4	0	医療的ケアが必要な児童は受け入れていない。
	23	（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか	4	0	必要な時に必要な連携を行っている

機 関 や 保 護 者 と の 連 携	24	(医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合) 児童の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか	1	0	今年度、卒業者があり、卒業に際し、必要な情報提供を行えるように整えている。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	2	0	必要な研修には参加している。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	2	0	感染症パンデミックにより、不特定な相手との交流機会は行わない。オンラインを活用した交流を模索している、
	27	他の児童発達支援センターや支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	2	0	感染症パンデミックにより、本年度は実施されなかったと思われる。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会があるか	2	2	ペアレントサポートプログラムを用意し、希望する保護者がマンツーマンで受講できる制度を整えている。また、日ごろから相談などに応じ、必要な情報や、事例解説など、具体的にサポートを行っている。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	0	1	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか	4	0	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っているか	2	0	
保 護 者 へ の 説 明 責 任 等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	1	0	感染症パンデミックの為、実施は控えている。オンラインイベントを模索している。
	33	児童発達支援ガイドラインに基いた「児童発達支援計画」を示し、支援内容の説明と同意を得ているか	1	0	担当者が適宜行っており、会社も把握している。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	1	0	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	0	1	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	1	0	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	4	0	情報発信に関してはオンラインで行っているが、オンラインでの情報を受け取りきれない方もおり、伝わらない場合を考慮して、今年度は紙媒体による会報の発行準備が進んでいる。
	38	個人情報の取扱いに十分注意しているか	4	0	全職員への周知と、署名を行い、個人情報保護の意識付けを行っている。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	3	0	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に関わられた事業運営を図っている	2	1	感染症パンデミックの影響で、開かれた事業運営を控えているが、広報としての開示は行っている。
非 常 時 等 の 対 応	41	緊急時対応、防犯、感染症対応に関するマニュアル等を策定し、職員や保護者に周知し訓練を実施しているか	4	0	マニュアルは策定されており、職員の書棚に設置されている。年間の訓練と、定期シミュレーションを実施。本項目に限らず、入職時の伝達では不十分であり、定期的な周知が必要と感じている。保護者に対しての周知は、より積極的な発信を推進していく。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	4	0	
	43	事前に服薬、予防接種、癲癇発作等、児童の状況を確認しているか	4	0	医師の指示書が発行されている食物アレルギーをもつ児童は在籍していない。各児童の情報を把握することを入職時必ず伝えるため、児童の配慮が必要な点は、各自資料で確認している。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	4	0	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	2	0	作成し共有しているが、職員が定期的に確認するよう、構造化を進める。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	1	2	職員研修の中に、虐待防止、身体拘束に関する情報を含めている。記録の徹底を周知しているが、社内研修など、人が集まる状態を作りにくい一年であった為、社内での研修機会が激減し、全員に周知されていない可能性があり、別の周知方法を構築している。また、カメラによる確認により、不適切な対応を防ぎ、必要に応じた調整を行えるようにしている。身体拘束についての記録は法に基づき残している。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか	3	0	